

令和 8 年第 2 回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第 2 号）

令和 8 年 3 月 1 1 日（水曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1 号 令和 7 年度定期監査報告（第 3 次）について
- 第 4 議案第 1 7 号 羽幌町立学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例を
廃止する条例
- 第 5 議案第 1 0 号 羽幌町市街地区学校給食事業運営委員会設置条例
- 第 6 議案第 1 2 号 羽幌町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 1 1 号 羽幌町行政手続条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 1 3 号 羽幌町集会所条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 1 4 号 羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 1 5 号 羽幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 1 8 号 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 8 年度～令和 1 2 年
度）の策定について
- 第 1 2 議案第 1 9 号 令和 7 年度羽幌町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 第 1 3 議案第 2 0 号 令和 7 年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 4 議案第 2 1 号 令和 7 年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 5 議案第 2 2 号 令和 7 年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 6 議案第 2 3 号 令和 7 年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 7 議案第 2 4 号 令和 7 年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 8 議案第 9 号 羽幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 1 9 議案第 1 6 号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 0 議案第 2 5 号 令和 8 年度羽幌町一般会計予算
- 第 2 1 議案第 2 6 号 令和 8 年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 2 議案第 2 7 号 令和 8 年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 3 議案第 2 8 号 令和 8 年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 第 2 4 議案第 2 9 号 令和 8 年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 第 2 5 議案第 3 0 号 令和 8 年度羽幌町水道事業会計予算
- 第 2 6 議案第 3 1 号 令和 8 年度羽幌町簡易水道事業会計予算
- 第 2 7 議案第 3 2 号 令和 8 年度羽幌町下水道事業会計予算
- 第 2 8 発議第 1 号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（１０名）

2番 金 木 直 文 君	3番 阿 部 和 也 君
4番 逢 坂 照 雄 君	5番 村 上 雄 也 君
6番 小 寺 光 一 君	7番 磯 野 直 君
8番 舟 見 俊 明 君	9番 工 藤 正 幸 君
10番 平 山 美知子 君	11番 村 田 定 人 君

○欠席議員（１名）

1番 佐 藤 満 君

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	濱 野 孝 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
会 計 管 理 者	豊 島 明 彦 君
総 務 課 長	伊 藤 雅 紀 君
総 務 課 主 幹	村 上 達 君
総務課総務係長	逢 坂 信 吾 君
総 務 課 情 報 管 理 係 長	和 田 広 夢 君
地 域 振 興 課 長	飯 作 昌 巳 君
地 域 振 興 課 政 策 推 進 係 長	山 田 太 志 君
デジタル推進課長	竹 内 雅 彦 君
財 務 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 主 幹	門 間 憲 一 君
財務課税務係長	近 藤 優 樹 君
町 民 課 長	大 平 良 治 君
福 祉 課 長	高 橋 伸 君
福 祉 課 社 会 福 祉 係 長	高 本 勇 一 君
福祉課子ども係長	高 橋 司 君
福 祉 課 国 保 医 療 年 金 係 長	斉 藤 悠 理 君
健 康 支 援 課 長	棟 方 富 輝 君

健康支援課参事	奥 山 洋 美 君
健康支援課主幹	清 水 雅 代 君
健康支援課 介護保険係長	山 川 恵 生 君
健康支援課 地域包括支援 センター室 地域包括支援 センター係長	上 田 千歌子 君
建設課長	笹 浪 満 君
建設課 管理係主査	石 垣 亮 輔 君
上下水道課長	渡 辺 博 樹 君
上下水道課長補佐	熊 谷 裕 治 君
上下水道課 業務係長	小笠原 聡 君
農林水産課長	敦 賀 哲 也 君
農林水産課長補佐	杉 野 浩 君
商工観光課長	三 上 敏 文 君
商工観光課長補佐	木 村 謙 彦 君
商工観光課 観光振興係長	小笠原 悠 太 君
商工観光課 商工労働係長	廣 谷 将 大 君
天売支所長	大 西 将 樹 君
焼尻支所長	藤 井 延 佳 君
学校管理課長	葛 西 健 二 君
学校管理課長補佐 兼学校給食 センター所長	佐々木 慎 也 君
社会教育課長 兼公民館長	宮 崎 寧 大 君
社会教育課主幹	木 村 康 治 君
監査室長	木 村 和 美 君
農業委員会 事務局長	敦 賀 哲 也 君
選挙管理委員会 事務局長	伊 藤 雅 紀 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
総 務 係 長
書 記
書 記

鈴 木 繁 君
嶋 元 貴 史 君
逢 坂 信 吾 君
坂 本 樹 君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君）　これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君）　日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、

6 番 小 寺 光 一 君 7 番 磯 野 直 君
を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君）　日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は 1 番、佐藤満君であります。

会議規則第 21 条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第 1 号

○議長（村田定人君）　日程第 3、報告第 1 号　令和 7 年度定期監査報告（第 3 次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、熊木良美君。

○代表監査委員（熊木良美君）　ただいま議題となりました令和 7 年度定期監査報告（第 3 次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第 9 項及び羽幌町監査基準第 14 条の規定により、その結果を別紙のとおり報告をいたします。

なお、本監査の報告につきましては、逢坂監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象は、令和 8 年 1 月 20 日から 1 月 23 日までの 4 日間にわたりまして、商工観光課、建設課、農業委員会、農林水産課、上下水道課の 5 機関を対象に、逢坂監査委員と共に実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係書類、帳簿等の内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります。財務に関する事務についておおむね適正な執行に努めら

れたものと認められました。

主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。２ページをお開き願います。以下、１２月末現在における主な事項についてご説明を申し上げます。農業委員会について申し上げます。（１）、農地法等に基づく取扱処理状況であります。耕作目的による土地の権利移動など処理件数の合計は４７件となっております。

３ページを御覧願います。農林水産課について申し上げます。（１）の農林水産業振興事業補助金交付状況では、合計件数が３２件で、補助金の額は１億５，６７９万７，３７５円、また（２）の契約状況ですが、次の４ページをお開き願います。上段に記載の②、工事請負が令和６年の８月豪雨農地災害復旧工事６件を含めた８件、契約金額７，１２５万４，７００円となっております。

５ページを御覧願います。商工観光課について申し上げます。（１）、資金融資利用状況の中小企業特別融資利用状況につきましては、関係金融機関の合計融資限度額を７億円から７億５，０００万円へ拡大、利用件数は合計６６件、融資残高は４億７，３７７万１，０００円となっており、利用率は６３．１７％、昨年度比１０．５６ポイントの増加となっております。

次に、６ページをお開き願います。（３）、ハートタウンはぼろ収支状況であります。収入額２，２２８万７，５２７円、支出額２，２７７万１，９６５円で、収入額から支出額を差し引いた形式収支はマイナス４８万４，４４２円となったことから、早急な改善を望むものであります。

７ページを御覧願います。表３段目、（７）、観光イベント入り込み状況では、天売のウニまつり、甘エビまつり、花火大会の３件が開催困難等の関係から除外し、めん羊まつりなどの４件のイベントによる入り込みを５，４００人として整理をしております。

８ページをお開き願います。建設課について申し上げます。１、建設港湾事業の（１）、契約状況ですが、下段の表、③、工事請負におきましては子ども発達支援センター建て替え工事関連が約２億２，４９８万円、天売複合施設建設工事１億２，１５０万円など合計で２８件、２４億５，１６３万６，０００円となっております。

次に、１１ページを御覧願います。上下水道課について申し上げます。１１ページには、１の上水道事業の契約状況、また１２ページ以降に２の下水道事業関係及び３の簡易水道事業関係の契約状況などを明記しております。

以上で令和７年度第３次定期監査報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから監査報告の内容について、監査委員に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 令和7年度定期監査報告（第3次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第17号、議案第10号、議案第12号

○議長（村田定人君） 日程第4、議案第17号 羽幌町立学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例を廃止する条例、日程第5、議案第10号 羽幌町市街地区学校給食事業運営委員会設置条例、日程第6、議案第12号 羽幌町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校給食センター所長、佐々木慎也君。

○学校給食センター所長（佐々木慎也君） ただいま上程されました議案第17号、議案第10号及び議案第12号について、この3件は関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第17号 羽幌町立学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例を廃止する条例について、提案理由とその内容をご説明いたします。

令和8年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。羽幌町市街地区学校給食の調理業務を民間事業者へ委託することに伴い、羽幌町市街地区学校給食センターを廃止するため、本条例を廃止しようとするものでございます。

それでは、条文を朗読いたしますが、関連する職員の給与に関する条例について、その内容の一部を本条例の附則において改正するものでございます。別途お配りしております新旧対照表と併せて御覧いただければと思います。羽幌町立学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例を廃止する条例。

羽幌町立学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例（昭和47年羽幌町条例第23号）は、廃止する。

附則、施行期日、1、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部改正、2、職員の給与に関する条例（昭和26年羽幌町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「学校給食センター所長」を削る。

別表第3中「又は給食センター所長」を削る。

以上であります。これで議案第17号の説明を終わります。次に議案第10号 羽幌町市街地区学校給食事業運営委員会設置条例について、提案理由とその内容をご説明いた

します。

令和8年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由であります、羽幌町立学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例の廃止に伴い、現行の羽幌町市街地区学校給食センター運営委員会が廃止となりますことから、新たに羽幌町市街地区学校給食事業運営委員会を設置するため、本条例を制定しようとするものであります。

それでは、提案いたしました条例案について内容をご説明いたします。別途お配りしております議案説明資料の議案第10号を御覧ください。題名は、羽幌町市街地区学校給食事業運営委員会設置条例としております。

第1条では、設置として、本条例において、羽幌町市街地区学校給食事業を適正にして円滑に運営するために本委員会を設置する旨を定めております。

第2条では、所掌事項として、本委員会が審議する事項について定めております。

第3条では、組織として、委員の上限数と委嘱する対象者について定めております。

第4条では、任期として、委員と補欠委員の任期について、第2項では再任について定めております。

第5条では、委員長及び副委員長について、第1項でそれぞれの人数を定め、第2項ではその選考方法について、第3項及び第4項ではそれぞれの役割を定めております。

第6条では、会議として、第1項で会議の招集と議長について、第2項では会議の開催人数について、第3項及び第4項では議事の可否決について、第5項では委員以外の会議への出席について定めております。

第7条では、委任として、委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める規定を設けております。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上が本条例の内容であります。なお、ただいまの説明をもちまして条文の朗読を省略させていただきます。

これで議案第10号の説明を終わります、次に議案第12号 羽幌町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容をご説明いたします。

令和8年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由であります、羽幌町市街地区学校給食の調理業務を民間事業者へ委託することに伴い、学校給食の提供を受けない日の事前申出の期限について、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものでございます。

それでは、改正文を朗読いたしますが、別途お配りしております新旧対照表と併せて御覧いただければと思います。羽幌町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町学校給食費に関する条例（令和3年羽幌町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「その5日（羽幌町の休日を定める条例（平成元年羽幌町条例第34

号) 第1条第1項各号に定める日があるときは、当該町の休日を除く。) 前」を「教育長が別に定める日」に改める。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上であります。以上で議案第17号、議案第10号及び議案第12号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから議案第17号 羽幌町立学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例を廃止する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 羽幌町立学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第10号 羽幌町市街地区学校給食事業運営委員会設置条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 羽幌町市街地区学校給食事業運営委員会設置条例は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第12号 羽幌町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 羽幌町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第11号

○議長（村田定人君） 日程第7、議案第11号 羽幌町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） ただいま上程されました議案第11号 羽幌町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和8年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正に伴い、聴聞の通知の公示方法について見直し等を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町行政手続条例の一部を改正する条例。

それでは、別紙でお配りしております議案説明資料に基づき改正内容をご説明させていただきますが、新旧対照表も併せご確認願います。

まず、改正趣旨（背景）として①であります。国においてはデジタル技術の進展を踏まえ、書面掲示など従来のアナログ的な規制を見直す取組が進められ、いわゆるデジタル規制改革一括法が令和5年に公布されました。これを受けて行政手続法が改正され、令和8年5月21日から施行されることとなっております。

次に、何が改正されたのかであります。②となります。不利益処分を行う前に必要となる聴聞や弁明の機会の付与の通知について、相手方の所在が不明等で通常の方法による送達ができない場合には、公示送達により通知を行います。この公示送達の方法がインターネットでの公表を基本とする仕組みに見直されたものであります。

次に、町として条例改正が必要となる理由として③であります。町の条例や規則に基づく処分については、国の行政手続法が直接適用されないため、町の行政手続条例を改正し、国の制度と整合を図ることで町の手続についても適正さと統一性を確保するものであります。

続いて、改正概要であります。公示送達の方法をこれまでの掲示場への掲示中心から改め、インターネット公表を基本としつつ、併せて掲示場への掲示、または庁舎等に設置し

た端末で閲覧できる措置を講じることといたします。これによりインターネットを利用しづらい方にも配慮し、庁舎等で確認できる手段を確保するものであります。

また、関係法令の改正に伴い、条例内の引用の整理など条文上の整理も併せて行うものであります。

最後に、施行期日と経過措置であります。施行期日は、改正行政手続法と同日の令和8年5月21日とし、施行日以後にする通知から改正後の規定を適用いたします。また、施行日前にした通知については、なお従前の例による旨の経過措置を設けております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読についてはただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第11号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 羽幌町行政手続条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第13号

○議長（村田定人君） 日程第8、議案第13号 羽幌町集会所条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第13号 羽幌町集会所条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和8年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。令和8年3月31日をもって西浦コミュニティーセンターを廃止するため、改正しようとするものであります。

なお、今回の閉鎖につきましては、長らく地域の方々の利用もなく、また地域での管理も困難になったことによるものであります。

条文を朗読いたしますが、別途お配りしております議案第13号説明資料、羽幌町集会

所条例新旧対照表を併せて御覧願います。この表は、左側に現行条文を、右側に改正後（案）を載せておりますが、今回は集会所の一つを廃止する案件のため、現行条文側において廃止する部分を太線で囲っております。

それでは、条文を朗読いたします。羽幌町集会所条例の一部を改正する条例。

羽幌町集会所条例（昭和41年羽幌町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表、西浦コミュニティーセンターの項を削る。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから議案第13号について質疑を行います。

7番、磯野直君。

○7番（磯野 直君）　西浦コミュニティーセンターはもうほとんど使われていないということは承知しておるところなのですが、これで集会所条例から外れることによって今後の進め方としては解体除去という方向でいくのか、それとも町有財産として持っていて何か別な目的があればそっちに向かうという方向なののでしょうか。

○議長（村田定人君）　町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君）　お答えいたします。

行政財産という形になっていきますので、まずは一旦これは集会所からは外させていただくと。今後についてなのですけれども、すぐに除却とかという形ではなくて、どうしても行政財産のままにしておきますと、今後の有効活用等々を検討するにしても決まった後の迅速な進め方に支障が出ますので、まずは一旦集会所からは外させていただいて、今後もし活用できる方法があれば、そちらのほうに活用ですとかも検討できると思いますので、まずはいきなり除却とかという形にはならないというふうに考えております。

○議長（村田定人君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第13号　羽幌町集会所条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長（村田定人君） 日程第 9、議案第 14 号 羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、棟方富輝君。

○健康支援課長（棟方富輝君） ただいま上程されました議案第 14 号 羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和 8 年 3 月 10 日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、条例内で引用している法令の改正に伴い条項が移動したため、改正しようとするものであります。

また、別紙で配付しております改正条例の新旧対照表も適宜御覧ください。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正箇所には下線を引いて表示しております。

それでは、改正条文を朗読します。羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例。

羽幌町子ども発達支援センター設置条例（平成 18 年羽幌町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 4 項」を「第 3 項」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（村田定人君） これから議案第 14 号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号 羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号

○議長（村田定人君） 日程第 10、議案第 15 号 羽幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君） ただいま上程されました議案第 15 号 羽幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和 8 年 3 月 10 日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 96 号）により、現行の規定の文言等が整理されたことから、これら国の基準の改正に合わせ、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年羽幌町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正の内容を申し上げます。別途お配りしております資料、新旧対照表を御覧願います。新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

改正内容ですが、改正条文を読み上げます。目次中「第 27 条」を「第 27 条・第 28 条」に改める。

第 9 条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 10 条の見出し及び同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 13 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 16 条第 6 号を次のように改める。

第 6 号、利用定員、第 16 条第 7 号中「開始、終了に関する事項及び」を「開始及び終了に関する事項その他の」に改める。

第 18 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 20 条第 3 項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第 22 条第 1 項中「北海道が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士」を「北海道の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士を含む」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

設備及び職員の基準の特例、第22条の2、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改め、同条の次に次の1条を加える。

委任、第28条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第15号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 羽幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○議長（村田定人君） 日程第11、議案第18号 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度～令和12年度）の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第18号 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度～令和12年度）の策定につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和8年3月10日提出、羽幌町長。

現在の過疎地域持続的発展市町村計画は、従前からの過疎地域に係る関係法令に引き続き、令和3年に10年間の時限立法として制定されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき過疎対策事業債など財政上の支援を受けるため、前期5か年の計画を策定しておりましたが、このたび本年3月末、令和7年度末をもって計画期間が満了となりますことから、令和8年度から12年度までの後期5か年の次期計画を策定しよ

うとするものであります。この計画を策定するに当たりましては、あらかじめ都道府県知事と協議の上、当該市町村議会の議決を経て国に提出するという手続になっておりますことから、今回本計画案を提案申し上げたところでございます。

それでは、内容につきまして別途お配りしております過疎地域持続的発展市町村計画（案）に基づきご説明申し上げますが、60ページにも及びますことから、本文の朗読は省略をさせていただき、要点のみご説明させていただくことでご了承いただきたいと思います。

それでは、表紙をめくっていただきまして目次であります。本計画は初めに基本的な事項を述べた後、大きな2番から13番までは項目ごとに現況と問題点、その対策及び計画等について記述する構成で整理をしてございます。

次に、5ページをお開きください。5ページからは、基本的な事項として計画の前提となる本町の現状認識を整理しております。

7ページまでは、自然的条件や歴史的背景、社会、経済状況、過疎の進行状況を踏まえた上で今後どのような方向性で地域の持続的発展を目指すのかを示しております。

8ページから10ページは国勢調査に基づく人口及び産業構造の推移を、11ページから13ページは行財政の状況や公共施設の整備状況を記載しております。

13ページ下段から16ページにかけては、地域の持続的発展の基本方針として移住、定住、地域産業、情報化の取組、地域資源の活用、少子高齢化対策、地域医療の確保という6つの分野を柱として設定しております。なお、本計画では現行計画の全面的な見直しではなく、法の趣旨や社会情勢の変化を踏まえて更新をするという観点から、北海道の過疎地域持続的発展方針や現行計画との整合を重視しつつ現状に即した表現としております。

16ページ中段の（5）では、計画期間内に達成すべき全体的な目標を設定しており、（8）では公共施設マネジメント計画との整合を図りながら推進していくことを記載しております。

18ページからは、総務省の作成要領に示された項目別に記載をしております。大きな2番の移住、定住、地域間交流の促進、人材育成では地方移住への関心の高まりや関係人口の拡大、地域外人材の活用といった動きを踏まえ、本町としてどのように人の流れをつくるのかという視点でその対策を記述しております。

20ページの（3）、計画では、具体事業として空き家対策事業など4事業を記載しております。なお、このページ以降全ての項目で記載しております（3）、計画の一覧表に掲載している各事業につきましては、過疎対策事業債の適用にかかわらず今後5年間で過疎地域の持続的発展に有効と考えられる単年度事業費が500万円以上と見込まれる事業を掲載しております。ただし、いずれも現時点での予定であり、今後の財政状況等を踏まえ随時変更や追加等がありますことをあらかじめご了解願います。

21ページから30ページは、大きな3番として産業の振興について記述しており、農業、畜産業、林業、水産業、商工業、観光、港湾の各産業別に21ページから24ページ

は現況と問題点、25ページから27ページはその対策、28ページから30ページは計画として(1)の基盤整備から(11)のその他まで35事業を記載しております。

30ページ中段の(4)、産業振興促進事項については、表に記載の業種に対する減価償却の特例及び地方税の課税免除等の適用を受けるためには、この市町村計画への位置づけが必要となりますことから、このように記載をするものでございます。

次に、31ページは大きな4番として地域における情報化について記述をしております。情報通信技術の進展により行政サービスや生活環境が大きく変化していることを踏まえ、デジタル技術を活用した行政サービスのさらなる高度化及び業務の効率化を図ることとしております。

32ページから36ページは、交通施設の整備と交通手段の確保について記述をしております。現況と問題点といたしまして、道路整備の状況と交通についてそれぞれ関連データなどを用いて記載をしております。

35ページ中段からは、その対策といたしまして道路の適正な維持管理と機能強化及びバスやフェリー等の円滑な輸送の確保等を記載しており、36ページではそれらに係る事業計画として8つの事業を記載しております。

次に、37ページからは大きな6番、生活環境の整備について記述しており、37ページから40ページは水道施設、環境衛生施設、公共下水道、消防、救急施設、住宅、公共施設、公園、緑地に係る現況と問題点及びその対策についてそれぞれ項目別に述べており、41ページ、42ページではこれらに係る事業計画を記載しております。

次に、43ページからは大きな7番として子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について記述をしており、43ページから45ページは児童福祉と母子保健、高齢者の福祉、障がい者の福祉、保健対策について現況と問題点及びその対策について述べており、児童福祉、母子保健の項目では、子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら支援策の充実が必要である旨を記載しております。

46ページから47ページにかけては、高齢者支援センター整備事業、福祉タクシー借り上げ事業など、合計20事業を掲載しております。

次に、48ページでは医療の確保について記述をしており、町内医療機関の構成や診療体制を整理し、特に医師確保が大きな課題であることを明示しております。その対策として、医師及び医療従事者の確保等を掲げ、49ページの事業計画では医療従事者に係る各資金貸付事業を記載しております。

次に、50ページからは大きな9番として教育の振興について記述しております。学校教育では、次代を担う子供たちの育成に加え、就学前教育の重要性、小中高校の現状を整理しております。また、老朽化が著しい天売高校校舎については、複合施設として令和10年4月の供用開始を目指している旨を記載しております。

51ページ以降では、社会教育、スポーツ振興の現況と問題点、そしてその対策を整理し、54ページから55ページにかけては、事業計画として合計24事業を掲載しており

ます。

次に、５６ページでは集落の整備として、集落の再編成の検討や集落支援員、地域おこし協力隊等の地域外人材の活用の推進など各対策が必要としております。

５７ページでは地域文化の振興等について記述をしており、伝統文化や郷土芸能の保存、継承、さらには後継者育成の推進等を位置づけております。

次に、５８ページでは再生可能エネルギーの利用促進について記述をしております。地球温暖化や環境負荷低減の観点から再生可能エネルギーの役割を整理するとともに、本町の条例に基づいた適切な運用を推進するとして記載をしております。

次に、５９ページでは、これまでの大きな２番から１２番までのほかに地域の持続的発展に関し必要な事項について記述をするとともに、炭砒閉山などの歴史的背景や後継者不足等による過疎化の進行状況を整理しており、その対策として町民自らが将来を考え主体的に参加できる体制づくりなどを位置づけております。

最後の６０ページは、これまで掲載した事業計画のうちソフト事業のみを抽出した一覧を再度掲載しているものであります。

以上が本計画案の内容となります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから議案第１８号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第１８号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号　羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画（令和８年度～令和１２年度）の策定については原案のとおり可決されました。

◎議案第１９号～議案第２４号

○議長（村田定人君）　日程第１２、議案第１９号　令和７年度羽幌町一般会計補正予算（第１１号）、日程第１３、議案第２０号　令和７年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、日程第１４、議案第２１号　令和７年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、日程第１５、議案第２２号　令和７年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）、日程第１６、議案第２３号　令和７年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）、日程第１７、議案第２４号　令和７年度羽幌町下水道事業

会計補正予算（第4号）、以上6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億2,373万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ87億2,598万6,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。最初に、継続費の変更であります。天売複合化施設建設事業について、昨年締結した工事管理業務契約に基づき総額及び年割額を変更するものであります。

次に、繰越明許費の追加であります。昨年12月29日の第11回臨時会において補正させていただいた国の補正予算による18歳未満の児童1人につき2万円を支給する物価高対応子育て応援手当支給事業20万6,000円、同じく重点支援地方交付金事業のうち6歳未満の乳幼児1人につき1万円を支給する未就学児子育て支援事業10万6,000円について、昨年末の出生等により年度内に支給できない場合を想定し、事務費を含め翌年度に繰り越すものであります。

次に、歳出についてであります。事業の完了等に伴う減額が大部分を占めておりますことから、増額となる主なものに限り申し上げ、その他減額となる補正についての説明は省略させていただきます。

2款総務費、財産管理費において減債基金積立金1,026万8,000円の増額は、追加交付となった普通交付税のうち令和8年度及び9年度における普通交付税の算定基礎から控除されることとなる臨時財政対策債償還基金費相当額を減債基金に積み立てるものであります。

同じく企画費において企業版ふるさと納税推進事業48万円の増額は、委託料22万円の減額見込み及び寄附金70万円の増額見込みによる基金積立金の増額であります。

次に、6款農林水産業費、農業振興費において農地災害等農業者支援事業938万7,000円の増額は、令和6年8月の豪雨災害に関し、るもい農業協同組合が実施する農地災害復旧等の支援事業に対して支援するものであります。

同じく新嘗祭献穀者支援事業50万円の増額は、令和7年度の新嘗祭献穀において本町の農業者が選出されたため、御田植祭、抜穂祭及び献納式に要した費用の一部をるもい農業協同組合に対して支援するものであります。

同じく林業振興費において森林環境譲与税基金積立金115万円の増額は、森林環境譲与税額の増加見込みによるものであります。

次に、歳入についてであります。普通地方交付税を追加交付決定等により6,925万4,000円を増額するほか、国庫支出金や道支出金、町債などの特定財源につきまし

ては、事業費の確定などによる増減の結果7,408万9,000円減額しており、財源調整として財政調整基金繰入金を3億5,344万5,000円を減額しております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ4,598万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,834万4,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出の2款保険給付費、療養諸費において負担金補助及び交付金4,645万9,000円の減額は、療養給付費等の減少見込みによるものであり、財源である道支出金の保険給付費等交付金も減額しております。

次に、5款諸支出金において国民健康保険給付費等支払準備基金積立金47万円の増額は、国及び北海道の保険基盤安定負担金の交付額決定による基金積立金の増額であり、当該交付金を一般会計で収入し、国民健康保険事業特別会計へ繰り入れるものであります。

続いて、後期高齢者医療特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ747万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,619万円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金において負担金補助及び交付金747万5,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金及び保険基盤安定負担金の増額確定によるものであり、歳入につきましては後期高齢者医療保険料を増額し、一般会計繰入金を減額しております。

続いて、介護保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,354万9,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、保険事業勘定の歳出で3款地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費において負担金補助及び交付金300万円の減額は、サービス利用者数が訪問型、通所型ともに減少していることによるものであり、歳入につきましては国庫支出金、道支出金及び支払基金交付金の特定財源を減額するほか、介護保険給付費等準備基金及び一般会計からの繰入金も減額しております。

続いて、簡易水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。繰越明許費の追加ではありますが、昨年9月、焼尻簡易水道施設において落雷により配水池水位計が破損し、現在復旧工事を進めているところでありますが、必要とする部品の供給不足により本年度中に工事が完了できない見通しとなったことから、繰越明許費として設定するものであります。

続いて、下水道事業会計の補正についてご説明申し上げます。資本的収入及び支出において収入の第1款資本的収入、第1項企業債830万円の減額及び第3項国庫補助金819万円の減額は、起債及び国庫補助金対象事業であります羽幌浄化センター等修繕改築計画実施設計業務及び大口径管路施設調査業務の支出額が確定したことから、起債借入額及び国庫補助金額を減額し、第1款資本的収入の総額を1億5,467万2,000円とす

るものであります。

また、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費1,638万円の減額は、羽幌浄化センター等修繕改築計画実施設計業務及び大口径管路施設調査業務の事業額が確定したことによるもので、第1款資本的支出の総額を2億3,982万6,000円とするものであります。

なお、これらの補正により企業債のうち下水道整備事業債の限度額を変更しております。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であり、各会計を合計いたしますと約3億9,000万円の減額となっておりますが、総体的に予算化された事務事業に関し、各課等において効果的な事業の実施や適切な入札執行等に努めた結果により予算残額が発生したものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第19号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）について歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び地方債一括して質疑を行います。

9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） 一般会計の52ページの土木費の除排雪事業の減額136万4,000円とあります。補正予算もして、もう除排雪は終わられた状況だと思うのですが、実際に総額で幾らで終了されたのかちょっと知りたいのですが、お願いします。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長、笹浪満君。

○建設課長（笹浪 満君） お答えします。

ここに出ている136万4,000円については、雪捨場のスペースをつくるのに造成する工事費の残額ということをごにのせております。それで、除排雪の残ということではありませんので、ご了承願います。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。
これから議案第 19 号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 19 号 令和 7 年度羽幌町一般会計補正予算（第 11 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号 令和 7 年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。
これから議案第 20 号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 20 号 令和 7 年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号 令和 7 年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 令和7年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について繰越明許費の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和7年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第4号）について資本的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 令和7年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号、議案第16号、議案第25号～議案第32号

○議長（村田定人君） 日程第18、議案第9号 羽幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、日程第19、議案第16号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、日程第20、議案第25号 令和8年度羽幌町一般会計予算、日程第21、議案第26号 令和8年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第22、議案第27号 令和8年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第23、議案第28号 令和8年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第24、議案第29号 令和8年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第25、議案第30号 令和8年度羽幌町水道事業会計予算、日程第26、議案第31号 令和8年度羽幌町簡易水道事業会計予算、日程第27、議案第32号 令和8年度羽幌町下水道事業会計予算、以上10件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めることとします。

日程第18、議案第9号 羽幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君） ただいま上程されました議案第9号 羽幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和8年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）の制定に伴い、実施事業者が給付を受けるための子ども・子育て支援法に基づく市町村の確認基準に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

それでは、制定内容につきまして別途お配りしております議案説明資料に基づきご説明申し上げます。羽幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

1、条例制定の趣旨及び背景についてであります。条例の制定の背景として、国が策定したこども未来戦略に基づき令和6年6月に児童福祉法の一部が改正され、保育所等に通っていない満3歳未満の子供を対象に現行の幼児教育、保育に加え、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が創設され、令和7年度に制度化し、令和8年度から全国の全市町村で本格的に運用が開始されることから、これまで準備を進めてきたところであります。

本町では、令和7年度の乳児等通園支援事業の制度化に伴い、昨年4月に同事業の実施事業者に対する設備及び運営に関する市町村の認可基準となる羽幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、令和8年度からの同事業の運営の開始により実施される乳児等支援給付費の支給のための市町村の確認基準となる条例の整備が必要となったことから、国の基準に基づき羽幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を新たに制定しようとするものであります。

2、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度とはについてであります。事業内容等詳細につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

裏面を御覧ください。3、条例の制定内容（概要）についてご説明いたします。第1章、総則として第1条では条例で定める趣旨について規定しており、第2条ではこの事業を実施する事業者の一般原則等について規定しております。

第2章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準として、第1節、利用定員に関する基準では、第3条に利用定員や時間、日数などについて規定しており、第2節、運営に関する基準では第4条から第32条に利用開始前の面談の実施や特定教育、保育施設等との連携、支援給付費の支給などの基準について規定しております。そのほか記載されております基準について第32条までに規定はされております。

第3章、雑則として第33条に記録、作成、保存した書面等に係る電磁的記録等について規定しており、この条例の制定については国と異なる基準となる特段の理由がないことから町独自の基準は設けず、国の基準と同じ内容での制定としております。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和8年4月から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） 日程第19、議案第16号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第16号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

す。

令和8年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。現在生ごみ用のごみ袋は3リットルが最小であります。単身世帯や高齢者世帯から排出する生ごみの量や収集日までの保管の関係もあり、よりサイズの小さい袋が求められていることから、一般廃棄物処理手数料の生ごみについて、新たに1.5リットルの処理容量を追加するため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年羽幌町条例第13号）の一部を次のように改める。

改正内容につきましては、別途お配りしております議案第16号説明資料、廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表を併せて御覧ください。この表は、左側に現行条文を、右側に改正後（案）を載せておりますが、今回は表の改正となっておりますので、改正部分を太枠で囲っておりますほか、改正箇所の下線を引いております。

別表第1中の取扱区分の生ごみ、単位の指定ごみ袋1枚及びシール1枚にそれぞれ容量に1.5リットル、金額を15円として追加するものであります。

また、附則におきまして、施行期日を令和8年4月1日としておりますが、ごみ袋の製作に一定程度の日程を要しますことから、店頭での取扱いが可能になった時点で改めて周知を行うこととしております。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読につきましては省略させていただきます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） 次に、日程第20、議案第25号、日程第21、議案第26号、日程第22、議案第27号、日程第23、議案第28号、日程第24、議案第29号、日程第25、議案第30号、日程第26、議案第31号、日程第27、議案第32号の各会計予算について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました令和8年度各会計予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

我が国の経済状況は、内閣府が公表した本年2月の月例経済報告によると景気は米国の通商政策の影響が残るものの緩やかに回復しているとされ、先行きについては雇用、所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかに回復を支えることが期待されます。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要があります。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意をする必要があるとし、依然として不透明な状況にあります。このような情勢の中、国の令和8年度予算につきましては昨年12月26日に閣議決定された後、例年は1月からの通常国会で審議されるところ、本年は召集が遅れたため2月20日に提出されたところであります。その予算編成につい

ての考え方として、経済と財政はいずれも国民のためのものであり、広く国民に恩恵が行き渡る予算編成を行う。その際、補正予算については予算作成時に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出等のため編成されるものであるが、近年は常態化すると同時に規模が拡大しており、今後経済財政諮問会議等においてこうした予算の在り方についても議論を進めるという観点も踏まえて歳出構造の平時化に配慮しつつ取組を進めるとされております。

一方、地方財政ベースでの予算規模は約10兆2千400億円で、前年度対比5兆3,700億円、5.5%の増加となっており、地方交付税は2兆1,848億円で、前年度対比1兆2,274億円、6.5%の増加、平成13年度に創設された地方交付税の代替措置としての臨時財政対策債は、令和7年度に引き続き新規発行ゼロとなっております。また、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税及び地方譲与税等の一般財源総額は7兆1千9,878億円となり、前年度対比4兆4,464億円、6.6%の増加となっております。このような国の動向も踏まえ、本町の予算編成に当たりましてはまちづくりの指針である羽幌町総合振興計画を基本としながら、令和8年度から10年の計画に改定した羽幌町公共施設マネジメント計画及び地方創生に向けた各種計画等に基づき行ったものであります。

まず、歳入であります。主要財源である地方交付税については、国の動向を的確に把握して見込むものとし、自主財源である町税は、地域経済の状況を見極めながら、徴収率の向上と適正な滞納対策に努め、確実な収入を見込むものであります。また、町債につきましては、将来の財政負担を考慮し、事業内容に応じて交付税措置のある起債を優先し、借入れの判断を慎重に行ったところであります。さらに、基金の繰入れにつきましては、一般会計では事業目的に応じて特定目的基金を繰り入れるほか、財源不足分については財政調整基金の繰入れを行っており、特別会計では制度に基づき繰入れを行っております。

次に、歳出であります。経常費については一定の予算枠を各課に配分し、その範囲内で予算編成する枠配分方式を、臨時費については各課が事業予算を要求し、その必要性や緊急性、金額などの審査、査定を経て予算編成する積み上げ方式を継続し、次の方針に基づき予算編成をいたしました。1点目は、徹底した行財政改革であり、成果が上がっていない事業や必要性が低下した事業については事業全体を検証し、新たな町民ニーズに応える新規事業を実施していくため、廃止や縮小、凍結などを図り、真に必要な事業の取捨選択を徹底することです。2点目は、公共施設マネジメントの推進であり、インフラ資産や公共施設に係る維持管理費について、ライフサイクルコストを考慮した効率的な管理による施設の長寿命化を図るとともに、緊急性や必要性、優先度を見極め、適切に予算反映させることです。3点目は、政策的事業の推進であり、既存事業の縮小や廃止による財源確保を図り、その財源の範囲内で政策的な事業を積極的に推進するものです。4点目は、住民ニーズへの対応であり、様々な場面で得ました町民の声を反映し、町民生活で発生する新たな行政需要に対応するため、要望内容の的確な把握に努め、事業

実施による効果や必要性を十分検討した上で予算に反映させるものであります。5点目は、予算編成の積極的な公表であり、予算の透明性の確保を図るため、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分したのかを分かりやすく公表するものであります。

これらの点を考慮しながら編成いたしました各会計予算の概要についてご説明申し上げます。予算の状況であります、一般会計79億200万円と令和8年度から公営企業会計へ移行する簡易水道事業特別会計を除く4つの特別会計を合わせた総額は98億8,000万円で、前年度対比2億2,600万円、2.2%の減少となっております。

次に、一般会計における歳入予算の主な状況であります、町税は7億3,967万8,000円、前年度対比1,212万4,000円、1.7%の増加を見込み、地方交付税は34億1,400万円、前年度対比3,300万円、1%の増加を見込んでおります。また、国庫支出金は、公営住宅建設事業や羽幌小学校施設管理事業、冷房設備改修工事などの完了により3億8,263万1,000円、前年度対比9,555万1,000円、20%の減少を見込んでおります。

歳出予算の状況につきましては、経常費は総額53億6,291万8,000円、前年度対比1億7,683万7,000円、3.4%の増加、臨時費では総額25億3,908万2,000円、前年度対比4億2,183万7,000円、14.2%の減少となっており、合計では2億4,500万円、3.0%の減少となったものであります。

次に、令和8年度の主な事業についてご説明申し上げます。地域振興対策では、包括連携協定を締結している各企業との取組や都市間交流事業を継続するほか、本年は北海道日本ハムファイターズの北海道応援大使プロジェクトに宗谷及び留萌振興局が選定されたため、球団の応援と併せて地域活性化に向けた事業に取り組んでまいります。また、移住就業支援事業や奨学資金返還支援事業の継続により、UIJターンによる移住定住促進を図ってまいります。デジタル化の推進では、防災情報伝達システム、防災infoはばろや昨年導入した公式ラインを活用し、防災情報及び行政情報を迅速に発信していくとともに、電子申請関係の拡充や公金収納に係る納入通知書を地方税同一QRコード、eL-QRに対応したものへ改修し、スマートフォン決済アプリや全国の金融機関での納付など支払い手段の拡充を図り、町民及び事業者の利便性向上に取り組んでまいります。福祉施策として、羽幌町社会福祉協議会や高齢者事業団など複数の事務所として利用されている勤労青少年ホームの老朽化及びすこやか健康センター事務室の狭隘化対策として無償譲渡された旧病院施設を改修し、各事務所の移転及び福祉関連の複合施設として活用してまいります。医療対策では、令和7年度から一定レベルの診療を行うことができる診療看護師も対象に加えた医師等確保対策事業、助産師・看護師確保対策事業を継続し、引き続き医師及び看護師等の確保を目指してまいります。子育て支援対策では、子育て支援センターや離島地区で実施している子育て中の親子の交流事業、育児相談及び昨年度開始した妊婦のための支援給付事業のほか、助産院等との連携による産後ケア事業などを継続し、子育てへの不安緩和、母親の身体的、心理的支援などに努めてまいります。また、不妊治療費等助成事

業、インフルエンザ、おたふく風邪の任意予防接種費用助成事業などのほか、新たに定期接種となるRSウイルスワクチンも助成対象に加え、子供疾病予防や子育て世帯の負担軽減、少子化対策を講じてまいります。令和7年度に新施設を建設した苫前町、初山別村との3町村で設置している子ども発達支援センターに関し、本年度は旧施設を除却し、駐車場及び外構設備を実施いたします。高齢者福祉対策では、インフルエンザや各種予防接種に対する補助を継続し、ウイルス感染の予防を図ってまいります。また、各種運動教室のほか、福祉ハイヤー事業、入浴サービス事業及び町内循環バスの料金助成事業を継続し、外出機会の創出や運動の習慣づけを図り、多くの方が元気に暮らしていけるよう取り組んでまいります。生活環境では、旧産業廃棄物最終処分場の閉鎖に向けた対応や、住宅改修促進補助事業、空き家対策事業を継続するほか、懸案であります空きビル等に係る対応策の検討を継続いたします。また、昨年9月に施行された改正鳥獣保護管理法により人の生活圏にヒグマが出没し、人身被害のおそれがある場合、市町村の判断で銃器により捕獲できる緊急銃猟制度が創設されたため、実施に向けた体制整備等を推進してまいります。交通関係では、町内循環バスほっと号や羽幌港連絡バスを継続するほか、地方バス路線を維持するため関係自治体による補助を継続し、また留萌市の実証運行による都市間バス、特急あさひかわ号が本年3月で満了となるため、沿線自治体と連携した費用負担により運行継続を図ってまいります。道路関連では、南2条通り舗装修繕工事のほか、防犯灯のLED化改修を計画的に実行してまいります。また、橋梁長寿命化事業についても計画に沿って継続して取り組んでまいります。環境政策では、環境を守る基本計画に掲げる海鳥を取り巻く自然環境の保全と地域産業の活性化を目的としたシーバードフレンドリー認証制度の取組に対し、引き続き補助いたします。次に、産業振興であります。農業では就農者に対し助成等を実施しているオロロン地区農業担い手対策協議会に対する事業支援を継続するほか、農業農村整備事業による用排水施設整備を行うなど生産性の向上と農業経営の安定化を図ってまいります。林業では、私有林等整備推進事業において町の補助率上げを継続するとともに、引き続き町有林管理事業や豊かな森づくり推進事業などを継続するほか、森林環境譲与税を財源とした私有林等整備事業により国や道の補助が減額された場合に私有林等の森林整備を継続できるよう支援を行い、森林の適正管理を図ってまいります。水産業では、新規漁業就業者等の育成を図るための支援や、自立経営者等に対する基盤整備等支援事業を拡充し、魅力ある担い手支援事業にするとともに刺し網被害に対する支援、外国人技能実習生等を受け入れている漁業者に対する支援などを継続するほか、ホタテ養殖漁業において、近年の海洋環境の変化によりザラボヤが大量発生し、籠や成貝に付着し、生育不良、重量増加などの影響が深刻化しているため、付着防止効果が期待されている色つき養殖資材の購入に対する支援を行います。また、北るもい漁業協同組合において海洋環境の把握や資源調査などを安全に実施するため、水中ドローンの導入に対し支援するとともに、若手漁業者の増加や経営転換による魚種増加などにより狭隘化している荷さばき施設の増築に対しても支援し、水産業の振興を図ってまいります。商工業では、

中小企業者持続化支援事業や中小企業振興資金利子補給事業、昨年空き店舗活用事業の対象を拡充した企業振興促進事業などの各種補助制度を継続し、商工業者の活性化を図ってまいります。また、雇用促進助成事業や従業員住宅建設促進事業を継続するほか、外国人技能実習生を受け入れている事業者に対する支援を行い、雇用環境の維持、従事者の確保を図ってまいります。観光振興では、本年度指定管理者の変更を予定しているいきいき交流センターの老朽化した備品を更新するほか、必要な修繕を実施し、誘客を促進してまいります。また、観光事業を推進する観光協会や支部などへの補助を継続するとともに、離島地区を含めた町内への誘客に向けた事業を関係機関と連携して実施するなど観光客の増加を図ってまいります。防災関連では、指定避難所等における避難生活に必要な防災資機材の整備を継続するとともに、ウェブハザードマップの改定や令和8年度末でサポートが終了となる全国瞬時警報システムの受信機を更新し、災害対策の充実を図ってまいります。学校教育関連では、教育支援員の配置やスクールソーシャルワーカーの派遣による教師の負担軽減と障がいや様々な悩みを抱える児童・生徒へのサポートや支援を継続するほか、各小中学校における教師用デジタル教科書の活用や、昨年度開始した小中学校の修学旅行に係る交通費補助を継続し、児童・生徒が主体的に考え、学ぶ環境の整備と保護者の負担軽減を図ります。また、令和13年度に導入した老朽化が著しいスクールバスを更新し、児童・生徒の通学及び遠征等において安全な運行を図ってまいります。さらに、昨年度着工した令和9年度までの継続事業である天売複合化施設建設工事につきましては、予定どおり進めてまいります。学校給食関係では、学校給食費支援事業を国の重点支援交付金を活用して一部拡充し、保護者の負担軽減を図るとともに、これまで羽幌町市街地区学校給食センターで実施していた市街地区の給食調理業務を民間事業者へ委託します。社会教育関連では、幼児や学生を対象とした芸術鑑賞事業を継続するほか、スポーツ教室の開催、マラソン大会やスノーフェスティバル等への開催補助などにより、子供から大人まで広く芸術やスポーツに触れ、親しむ機会の充実を図ってまいります。このほか多くの事業を予算化しておりますが、内容につきましては担当課長から説明をいたします。

以上で一般会計を終わらせていただき、特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計であります。予算の総額は7億6,300万円で、前年度対比4,300万円、5.3%の減少となっております。これは、国民健康保険給付費等支払準備基金積立事業の減少が主な要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。予算の総額は1億9,500万円で、前年度対比4,700万円、31.8%の増加となっております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増加が主な要因であります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。保険事業勘定及びサービス事業勘定を合計した予算の総額は10億1,200万円で、前年度対比1,700万円、1.7%の増加となっております。これは、保険事業勘定で過去実績見込みに伴う介護サービス等給付費の増加が主な要因であります。

次に、港湾上屋事業特別会計について申し上げます。予算の総額は８００万円で、前年度対比２００万円、２０％の減少となっております。これは、天売、焼尻フェリーターミナル一部修繕工事完了による減少が主な要因であります。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は、給水戸数３，０７０戸、年間総給水量は９０万トンを見込み、収益的収支では給水収益１億７，２６８万４，０００円など、水道事業収益総額２億２，６９７万円に対し、支出では浄水場等運転管理委託料など原水及び浄水費に６，６１１万円、量水器取替え工事など配水及び給水費に５，４１１万４，０００円、人件費など内部管理経費を計上する総係費に３，６４８万７，０００円、減価償却費に５，９１７万３，０００円、企業債利息に７８４万７，０００円など、水道事業費用総額は２億２，６９３万２，０００円を予定し、税引き後の収支で１，０１７万５，０００円の黒字となる見込みであります。

次に、資本的収支では、補償金及び企業債借入れによる収入総額が１，８３０万７，０００円に対し、支出は建設改良費に２，６６６万４，０００円、企業債償還金に６，７９９万７，０００円で、総額９，４６６万１，０００円、収支差引き７，６３５万４，０００円の不足となり、その全額を損益勘定留保資金などにより補填しようとするものであります。今後も業務の効率化、コスト削減による経営の健全化を図り、長期的な視点を持って企業運営に一層の努力をいたす所存であります。

続きまして、簡易水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は給水戸数２８０戸、年間総給水量は５万トンを見込み、収益的収支では給水収益１，３１２万５，０００円、一般会計からの補助金４，４６４万５，０００円など簡易水道事業収益総額６，４１５万７，０００円に対し、支出では原水及び浄水費に１，０５１万３，０００円、配水及び給水費に９５３万５，０００円、受託工事費に１４７万１，０００円、人件費などの内部管理経費を計上する総係費に２，７８４万３，０００円、減価償却費に１，１０３万円、企業債利息に４６万２，０００円など、簡易水道事業用総額は６，３１８万８，０００円を予定し、税引き後の収支で１１万５，０００円の黒字となる見込みであります。

次に、資本的収支では資本的収入総額が一般会計からの出資金による４７７万９，０００円、資本的支出につきましては建設改良費に１，２６９万４，０００円、企業債償還金に４３６万５，０００円で、総額１，７０５万９，０００円となり、収支差引き１，２８８万円の不足となり、その全額を損益勘定留保資金などにより補填しようとするものであります。

続きまして、下水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は、処理区域内人口５，０００人、年間有収水量は４０．７万トンを見込み、収益的収支では下水道使用料７，６２７万５，０００円、一般会計からの補助金２億２，４２３万９，０００円など、下水道事業収益総額４億２，０２４万２，０００円に対し、支出では管渠費１，１０６万９，０００円、ポンプ場費に１，１２２万３，０００円、浄化センター運営管理委託料など処理場費に１億６７０万１，０００円、人件費など内部管理経費を計上する総係費に４，４

0 1 万 2, 0 0 0 円、減価償却費 2 億 5 7 4 万 7, 0 0 0 円、企業債利息に 1, 6 4 4 万 4, 0 0 0 円など、下水道事業費用総額 3 億 9, 7 9 8 万 7, 0 0 0 円を予定し、税引き後の収支で 2, 0 4 6 万 1, 0 0 0 円の黒字となる見込みであります。

次に、資金的収支では、企業債借入れが 4, 7 5 0 万円、一般会計からの出資金が 6, 5 4 2 万円、国庫補助金が 5, 1 5 0 万円など、資金的収入総額 1 億 6, 4 4 4 万円に対し、資金的支出につきましては建設改良費に 1 億 4 4 3 万円、企業債償還金に 1 億 8, 1 3 3 万 5, 0 0 0 円で総額 2 億 8, 5 7 6 万 5, 0 0 0 円、収支差引き 1 億 2, 1 3 2 万 5, 0 0 0 円の不足となり、その全額を当年度分消費税及び地方消費税、資金的収支調整額、建設改良積立金及び損益勘定留保資金により補填しようとするものであります。

以上が令和 8 年度一般会計及び各特別会計予算並びに水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計予算の概要であります。

最後になりますが、先行きの見えない物価高の影響を受けている中、本町にとって今後も厳しい財政状況が懸念されますが、今後の行財政運営につきましても限られた財源を効率的かつ効果的な事業へ配分することにより地域の活性化や、町民の皆様にとって住みやすく、未来に希望を持てる町となるよう努めてまいりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

以上で令和 8 年度予算提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村田定人君） 以上で予算関連議案並びに予算議案の提案理由の説明を終わります。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午後 0 時 0 2 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第 1 号

○議長（村田定人君） 日程第 2 8、発議第 1 号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

提案理由は、令和 8 年度予算並びに予算関連議案を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております本案については、羽幌町議会委員会条例第 4 条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時01分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽幌町各会計予算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に6番、小寺光一君、副委員長に9番、工藤正幸君と決定したので、報告いたします。

◎休会の議決

○議長（村田定人君） お諮りします。

羽幌町各会計予算特別委員会の予算並びに予算関連議案審議のため、これから3月13日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、これから3月13日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても羽幌町各会計予算特別委員会終了次第本会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（村田定人君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これで散会します。

（午後 1時02分）